

経済産業省
財務省
平成23年4月1日

不当廉売関税制度及び相殺関税制度のガイドラインの改正を行いました

経済産業省、財務省等は、不当廉売関税制度及び相殺関税制度のガイドラインの改正を行いました。その概要は以下のとおりです。

1. 改正の背景

経済産業省、財務省等は、関税・外国為替等審議会での議論等を受け、不当廉売関税制度及び相殺関税制度（注1）における調査開始要件について、国際ルールよりも厳格な現行の取扱いを見直すこととし、4月1日付で関連するガイドラインの改正を行いました。

（注1）不当廉売関税制度：ダンピングされた輸入貨物によって、国内産業が損害を受けている場合、国内産業保護のため割増関税を課す制度

相殺関税制度：輸出国の補助金を受けた輸入貨物によって、国内産業が損害を受けている場合、国内産業保護のため割増関税を課す制度

2. 今回の改正のポイント

- 不当廉売関税及び相殺関税は国内生産者の課税の求め（以下「申請」という。）に基づき、政府が調査を行い、その結果に基づき課税されます。
- 改正前の制度では、調査開始の要件（支持の状況）として、申請について「支持を表明している本邦の生産者の生産高」が、「反対者」、「賛否不明者」及び「輸入生産者等」（注2）の生産高の合計（注3）を上回る必要となっていました。今般の改正において、国際ルールと同様に「賛否不明者」を支持の状況の計算から除外することとし、制度のより円滑な運用を図ることとしました。

（改正前）

支持者 > 反対者 + 賛否不明者 + 輸入生産者等

（改正後）

支持者 > 反対者 + 輸入生産者等



（注2）輸入生産者等：供給者又は輸入者と関係を有する生産者及び調査対象貨物の輸入を行った生産者

（注3）計算は各者の生産高の合計ベース

- 今般の改正により、国内生産者が不当廉売関税制度及び相殺関税制度をより利用しやすくなります。

3. 改正を行ったガイドライン

不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン（本文・新旧）

相殺関税に関する手続等についてのガイドライン（本文・新旧）

（本発表資料のお問い合わせ先）

貿易経済協力局特殊関税等調査室長 岩瀬

担当者： 野澤、高見

電 話： 03-3501-1511（内線 3256）

03-3501-3462（直通）